

ID: 765

担当部署: 都市整備課

処分の概要	負担金等の督促		
法令名 根拠条項	道路法 第73条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第73条第1項の規定による。 (負担金等の強制徴収) 第73条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金、連結料又は停留料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日